

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 4 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第17条の2 高等学校に置く職員は、校長、副校長(学校教育法(昭和22年法律第26号)第60条第1項に規定する教頭(次項に規定する者を除く。)をいう。以下同じ。)、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにその他の職員とする。</p> <p>2 高等学校に教頭(指導力の向上に関し学校教育法第62条において準用する同法第37条第4項及び第5項の職務を行う者をいう。)を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>(副校長の職務)</p> <p>第17条の3 副校長は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。</p> <p>2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監及び分校主任(以下「教務主任等」という。)は当該学校の教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭又は養護教諭の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2 前項の規定による教務主任等及び保健主事の発令の事務は、校長が行う。</p>	<p>(職員)</p> <p>第17条の2 高等学校に、校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭(学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務(同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。)を行う者をいう。)、主任指導教諭(同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。)、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長及び分校主任(以下「教務主任等」という。)は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、舎監は当該学校の指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師(常勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、養護助教諭又は実習助手の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2 前項の規定による教務主任等、保健主事及び舎監の発令の事務は、校長が行う。</p>

3 [略]

(職員の職)

第20条の11 第17条の2に規定する事務職員及び技術職員並びにその他の職員の職及び職務は、第20条の8から第20条の9の2まで及び次条に定めるもののほか、別表第4に掲げるとおりとする。

(職員の休暇)

第23条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の規定に基づく職員の休暇（校長の5日以上にわたる休暇を除く。以下「休暇」という。）の承認等は、校長が行う。

2 校長は、14日以上にわたる休暇の承認等を行った場合には、教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(適用除外)

第52条の2 第4条、第6条及び第7条の規定は、通信制の課程については適用しない。

3 [略]

(職員の職)

第20条の11 第17条の2第1項に規定する事務職員並びに同条第2項に規定する技術職員及びその他の職員の職及び職務は、第20条の8から第20条の9の2まで及び次条に定めるもののほか、別表第4に掲げるとおりとする。

(職員の休暇)

第23条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の規定に基づく職員の休暇（以下「休暇」という。）の承認等は、校長が行う。

2 校長は、所属職員の14日以上にわたる休暇（年次休暇を除く。）の承認及び校長の5日以上にわたる休暇（年次休暇を除く。）の承認を行った場合には、教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(適用除外)

第52条の2 第6条及び第7条の規定は、通信制の課程については適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。